

ID: 133

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	使用料等の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町国民健康保険診療所の使用料等徴収条例 第4条		
例 規 番 号	昭和56年 条例第1号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(減免)</p> <p>第四条 町長は、貧困又は特別な事情により使用料等を納付する資力がないと認めた者に対し、その使用料等を減額又は免除することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	10日		
備考	実績なし		
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日